【益田市緊急時駆けつけサービス利用支援事業】

資料2-4

【1】事業内容

目的	日常生活に不安があり、常に見守りが必要な高齢者世帯の方に対し、民間の警備会社が提供する緊急時 駆けつけサービスを利用する際の初期費用の一部を助成し、安心して生活できる環境を整える。		
対象者	次の要件を全て満たす方 (1)市内に住所を有すること。 (2)日常生活において不安があり常に見守りを必要とすること。 (3)65歳以上であること。 (4)同一世帯に介護のできる者がいない又は長時間不在になること。 (5)同一世帯に属する者について、市税等の滞納がないこと。 ※安心見守りネットワーク事業(サスケ)と利用の併用はできません。		
助成金額	市と協定した民間警備会社が提供する緊急通報装置の導入費用 <u>上限 20,000円</u>		
利用者負担	○月額のサービス利用料 ○市助成額20,000円の上限を超えた場合の設置費用 ○オプションを選択した場合の設置費、月額利用料 ○サービス利用に伴う電話使用料 等		

【2】申請からサービス利用までの流れ

①申請	対象要件を確認のうえ、市が業務を委託する警備会社に見積を依頼する。 本人または家族が、申請書に警備会社が発行する見積書を添えて市へ提出する。 (申請書格納場所:高齢者福祉課、各分庁舎、市公式ウェブサイト、別紙対象警備会社) ※必ず導入する前に申請をしてください。申請前に導入したものは助成対象外となります。
②市から決定 通知書を送付	市は申請内容を確認し、助成するとした対象者(申請者)へ決定等通知書を送付する。
③サービス利用	市から届いた決定通知書を警備会社に掲示し、機器の設置等サービス利用の手続きを進める。
④支払い	設置等が完了したら、市助成額 上限20,000円を差し引いた導入費用を警備会社に支払う。 対象者は市指定の請求書に、警備会社が補助金を代理で受領することに署名する。 (その後、警備会社が請求書を提出し、市は支払いを行う。)

【3】対象警備会社

	ALSOK山陰(株)	セコム山陰(株)	北陽警備保障(株)
所在地	益田市中吉田町1085番地7 センタービル	益田市乙吉町イ96番地5 ビジネスコート乙吉ビル	益田市あけぼの東町2番地1
連絡先	TEL(0856)22-5443	TEL(0856)23-4724	TEL(0856)23-3571

【4】その他

- *警備会社によっては、お住まいの地域を対応できない場合があります。
- *サービス内容等、詳しくは各警備会社にご確認ください。
- *事業の詳細や申請書類等は、市公式ウェブサイトに掲載する予定です(4月以降)

益田市役所高齢者福祉課 高齢者福祉係 〒698-8650 島根県益田市常盤町1番1号 TEL: (0856)31-0235 FAX: (0856)24-0181